

証券コード 8165
平成27年3月5日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 田 邊 道 夫

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第70期(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 故代表取締役会長行待裕弘氏に対する弔慰金贈呈の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senshukai.co.jp/soukai>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senshukai.co.jp/soukai>）に掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成27年3月26日（木曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

* バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
--

(添付書類)

事業報告

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行の経済・金融政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う消費者心理の悪化が予想以上に長引いていることや、円安による物価上昇により実質可処分所得が伸び悩んでいること等から、個人消費はきわめて不透明な状況となっております。小売業界におきましては、増税前の駆け込み需要はあったものの、消費者の生活防衛意識は依然高く、また消費者の購買意識・行動の多様化が進むなかで、業種・業態を越えた競争もより顕著になっており、引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループは当期策定いたしました中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』の初年度として、目標達成に向けグループ一丸となって取り組んでおります。

当連結会計年度の売上高は増税後の反動が長引き通販事業は前年度を多少下回りましたが、ブライダル事業の伸長により1,425億26百万円（前期比0.7%増）となりました。

利益面に関しましては、販売費及び一般管理費の削減を行いました。円安や商品評価損の増加により売上原価が増加し、営業利益は30億88百万円（前期比23.2%減）となりました。経常利益は35億49百万円（前期比23.4%減）、当期純利益は17億98百万円（前期比55.6%減）となりました。

事業別概況

(通信販売事業)

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は、1,252億96百万円（前期比1.0%減）となりました。円安による売上原価率の上昇により、営業利益は19億21百万円（前期比32.4%減）となりました。

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

①カタログ事業

カタログ事業では、様々な種類のカタログとオンラインショップである「ベルメゾンネット」を通して、多彩なジャンルで生活提案を行うとともに、千趣会らしさにこだわったオリジナル商品を多数開発しております。

当連結会計年度は、インテリアや生活雑貨のジャンルにおきまして、消費税増税後の反動が長引いたことから、売上高は1,179億26百万円（前期比0.2%減）となりました。

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月定期的にオリジナル商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異なる独自のシステムで事業を展開しております。

当連結会計年度の売上高は、会員数及び取引先件数の減少により73億70百万円（前期比11.9%減）となりました。

(ブライダル事業)

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、新店舗オープンによる寄与及び挙式組数の増加により、127億50百万円（前期比18.8%増）となりました。営業利益は8億34百万円（前期比18.9%増）となりました。

(法人事業)

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は、39億44百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は3億4百万円（前期比22.7%減）となりました。

(その他)

保険・クレジットなどを主とするサービス事業と保育事業などを行うその他の事業の当連結会計年度の売上高は、5億34百万円（前期比10.4%増）となりました。営業利益は26百万円（前期比68.9%減）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメントの種別	第 69 期 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	第 70 期 平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	前期比増減額 (△は減)		前期比増減率 (△は減)	
			金額	構成比	金額	構成比
通信販売事業	57,426	40.6%	56,468	39.6%	△958	△1.7%
衣料品	32,141	22.7	31,262	21.9	△879	△2.7
インテリア	18,144	12.8	16,725	11.7	△1,418	△7.8
生活雑貨	13,929	9.8	13,739	9.7	△189	△1.4
服飾雑貨	3,473	2.5	5,638	4.0	2,164	62.3
食品	1,382	1.0	1,461	1.0	78	5.7
その他	126,498	89.4	125,296	87.9	△1,202	△1.0
小計	10,731	7.6	12,750	8.9	2,019	18.8
ブライダル事業	3,838	2.7	3,944	2.8	106	2.8
法人事業	484	0.3	534	0.4	50	10.4
その他	141,552	100.0	142,526	100.0	974	0.7
合計						

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額21億61百万円であり、そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、8億84百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え新株予約権付社債等でまかなくなりました。

また当社は、取引金融機関と総額153億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間の計画期間とする中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定し、実行しております。

『中長期経営計画』の基本方針

中長期経営計画の基本方針として、下記の4つを掲げております。

① 通信販売事業

i 顧客戦略

現在の主要顧客層となっている30代から40代の「妊娠・出産・子育て世代」に加え、働く女性をターゲットにした「キャリア世代」と今後成長が見込まれる「アクティブな50代」に対してアプローチし、顧客を拡大してまいります。

ii 商品戦略

モール型大手EC企業と差別化していくために、当社独自の「自社オリジナル商品ブランド」の開発を強化いたします。また、企画・製造から小売まで自社でコントロールする「SPA（製造小売）型商品」の強化・拡大により、収益性の向上を図ってまいります。

iii 販売チャネル戦略

これまでのカタログを起点としたチャネルミックス戦略から「自社オリジナル商品ブランド」等の商品を起点としたオムニチャネル戦略へと転換し、モバイルやPC及び店舗を含めたあらゆるチャネルを通じてお客様にファンになっていただく仕組みを構築してまいります。

iv フルフィルメント戦略

ITシステム関連及び物流関連への積極的な投資により、お客様の利便性を高めるとともに業務コストの効率化を進めます。また、お客様の個別のニーズや商品の特性に応じた「個客対応」を強化してまいります。

② ブライダル事業

ハウスウェディングを中心とするブライダル事業を行う子会社の(株)ディアーズ・ブレインを通じた結婚式場への投資を継続し、都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・改装により売上を拡大してまいります。また、同時にプロモーションの見直しや商品原価の改善などを行い、収益性の向上を目指してまいります。

③ 法人事業

E C市場の拡大に伴う通販関連の「受託業務」を中心に、今後も事業拡大を行ってまいります。また物販業務や広告業務は、専門性を高めることで収益性の向上を目指してまいります。

④ 新規事業

当社の基幹事業である通販事業とのシナジーが見込まれる事業を中心に、積極的に新規事業を展開してまいります。なかでも、主要顧客である子育て世代との親和性が高い「保育関連事業」については、特に注力してまいります。

『中長期経営計画』の進捗状況

① 通信販売事業

顧客ターゲットごとに最適なP B（プライベートブランド）の展開を拡大しております。各P Bごとに全販売チャンネル（E C、カタログ、店舗など）を想定したMD（品揃え計画）を行い、企画から製造、販売までを行うS P A型モデルへ事業構造を変革してまいります。

同時に、お客様がいつでもどこでも欲しい時に商品をご購入いただけるオムニチャンネル化を目指して、各販売チャンネルの改善を行います。平成27年はファッション基幹媒体を『BELLE MAISON fashion（ベルメゾン ファッション）2015春』として新装刊し、オリジナル商品1点1点を厳選して作り込むことに着手した商品基軸のカタログとして、付加価値型のオリジナル開発商品による差別化を進めてまいります。

また、30代、50代を重点ターゲットとしたモノづくりを行っており、上期にカタログ発刊とE Cとの連動をそれぞれはかります。

これらの戦略に加えて、お客様が安心してご利用いただける通信販売事業を目指しフルフィルメント機能を強化しております。また中部地区での物流再編を行うために、美濃加茂DC（ディストリビューションセンター）の改修工事を開始いたしました。平成27年内の稼働開始に向けて準備を進めてまいります。

② ブライダル事業

都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・既存店のリニューアルを継続し、売上を拡大してまいります。平成26年は3月に神奈川県鎌倉市、5月に京都市東山区に出店いたしました。平成27年以降も3月に新潟市中央区、7月に奈良県奈良市など出店を続けてまいります。

③ 法人事業

引き続き、通販E C市場の拡大に合わせて、B to C参入希望の法人顧客に向けた物流受託ビジネスの展開を強化してまいります。

④ 新規事業

当年度から保育事業を立ち上げました。平成26年9月に千葉県佐倉市、10月に東京都大田区に保育園を開園いたしました。平成27年4月にも東京都大田区で2園の開園を予定しており、子育て関連事業も展開してまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 67 期 (平成23年12月期)	第 68 期 (平成24年12月期)	第 69 期 (平成25年12月期)	第 70 期 (平成26年12月期)
売 上 高	137,261	145,750	141,552	142,526
経 常 利 益	3,233	2,765	4,631	3,549
当 期 純 利 益	1,583	2,029	4,046	1,798
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	36円56銭	46円86銭	93円43銭	41円52銭
総 資 産	90,441	92,887	98,800	100,785
純 資 産	41,444	44,932	50,359	53,160
1 株 当 た り 純 資 産 額	956円94銭	1,037円48銭	1,162円81銭	1,227円52銭

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)ディアーズ・ブレイン	600 ^{百万円}	100.0 %	ブライダル事業
(株)主婦の友ダイレクト	430	100.0	通信販売事業
(株)モバコレ	200	100.0	通信販売事業
(株)ベルメゾンロジスコ	100	100.0	物流システム業
千趣ロジスコ(株)	100	100.0	物流システム業
千趣会コールセンター(株)	60	100.0	テレマーケティング業

(注) 1. 重要な子会社の状況に記載した6社を含め、連結子会社は13社であります。

2. 当連結会計年度より、(株)主婦の友ダイレクト及び(株)千趣会チャイルドケアは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業や法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、その他として保険・クレジットなどを主とするサービス事業、保育園の運営等を行う保育事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都港区
(株)主婦の友ダイレクト	本 社	東京都千代田区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
(株)ベルメゾンロジスコ	本 社	岐阜県可児市
千趣ロジスコ(株)	本 社	兵庫県西宮市
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,259名	109名
ブライダル事業	340	51
法人事業	40	△1
その他	38	10
全社(共通)	124	△3
合計	1,801	166

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
899名	35名	41.4歳	13.2年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(55名)は含んでおりません。
2. 社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,024 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	1,330
三井住友信託銀行株式会社	1,018
株式会社三菱東京UFJ銀行	984

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,630,393株 |
| (3) 株主数 | 24,612名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ブレストシーブ	3,650千株	8.43%
凸版印刷株式会社	1,838	4.24
有限会社左右山	1,792	4.14
株式会社三井住友銀行	1,665	3.85
大日本印刷株式会社	1,511	3.49
株式会社みずほ銀行	1,219	2.82
千趣会グループ従業員持株会	1,155	2.67
日本生命保険相互会社	846	1.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	752	1.74
三井住友信託銀行株式会社	705	1.63

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（4,322,649株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な状況

当社は、平成26年4月3日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月23日を払込期日として、2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

新株予約権の数	1,400個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 ・本新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初、1,048円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整又は減額されることがある。
新株予約権の行使期間	平成26年5月7日から平成31年4月9日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 邊 道 夫	
専務取締役	澤 本 莊 八	
常務取締役執行役員	朝 田 郁	東京本社代表、企画本部長
取締役執行役員	星 野 裕 幸	経営企画本部長
取締役執行役員	杉 浦 恒 一	販売企画本部長
取締役執行役員	榊 谷 一 寿	ライフスタイル事業本部長
取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授
取 締 役	佐 野 利 勝	
常 勤 監 査 役	中 林 義 博	
常 勤 監 査 役	山 本 誠	
監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、 日本金銭機械(株)社外監査役
監 査 役	森 本 宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社 員、北浜法律事務所グループCEO、日本 金銭機械(株)社外監査役、(株)ヤマヒサ社外取 締役

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 森本 宏氏は、平成26年12月19日付で株式会社ヤマヒサの社外取締役に就任いたしました。
 4. 社外取締役 大石友子、社外監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 5. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
田川喜一	平成26年3月28日	任期満了	専務取締役
峯岡繁充	平成26年3月28日	任期満了	取締役、千趣会コールセンター(株)代表取締役社長
行待裕弘	平成26年11月16日	逝去	代表取締役会長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2)	263百万円 (17)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	40 (10)
合計 (うち社外役員)	15 (4)	304 (27)

- (注) 1. 上記には、平成26年3月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び平成26年11月16日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、第70期定時株主総会において決議予定の、退任取締役1名に対する弔慰金30百万円があります。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石友子氏は、京都学園大学の経営学部教授であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員及び北浜法律事務所グループCEOであり、同グループ所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同グループの総収入における割合は、1%未満であります。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役並びに株式会社ヤマヒサの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐野利勝	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

50百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の

財産上の利益の合計額

60百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ②役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査部が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。

- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③監査法人与親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ④グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人与それぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定し、実行しております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成23年3月30日開催の第66期定時株主総会において、有効期間を平成25年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買取防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買取防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買取防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成26年3月28日開催の第69期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買取等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成28年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記II. の取組み）について

上記II. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

（1）本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（2）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(53,554)	流 動 負 債	(33,470)
現金及び預金	7,910	電子記録債	12,124
受取手形及び売掛金	6,622	買掛金	5,397
商品及び製品	21,591	短期借入金	2,747
原材料及び貯蔵品	139	一年内償還予定の社債	700
繰延税金資産	57	リース債	129
未収入金	9,511	未払金	6,100
為替予約	4,317	未払費用	2,130
その他	3,715	未払法人税等	915
貸倒引当金	△311	未払消費税等	776
		販売促進引当金	219
		その他	2,230
固 定 資 産	(47,231)	固 定 負 債	(14,153)
有 形 固 定 資 産	(29,075)	社債	450
建物及び構築物	13,963	新株予約権付社債	7,000
機械装置及び運搬具	514	長期借入金	3,510
工具、器具及び備品	809	リース債	1,239
土地	12,311	再評価に係る繰延税金負債	629
リース資産	1,055	退職給付に係る負債	84
建設仮勘定	422	資産除去債務	455
		その他	784
無 形 固 定 資 産	(5,380)	負 債 合 計	47,624
のれん	2,225	純 資 産 の 部	
その他	3,154	株 主 資 本	(55,707)
投 資 其 他 の 資 産	(12,774)	資本金	20,359
投資有価証券	6,155	資本剰余金	21,038
長期貸付金	1,083	利益剰余金	17,086
敷金及び保証金	1,644	自己株式	△2,776
繰延税金資産	162	その他の包括利益累計額	(△2,546)
その他	3,994	その他有価証券評価差額金	1,261
貸倒引当金	△265	繰延ヘッジ損益	2,780
		土地再評価差額金	△6,724
		為替換算調整勘定	135
資 産 合 計	100,785	純 資 産 合 計	53,160
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,785

連結損益計算書

(自 平成26年 1月 1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		142,526
売上原価		75,038
売上総利益		67,488
販売費及び一般管理費		64,399
営業利益		3,088
営業外収益		
受取利息及び配当金	190	
持分法による投資利益	44	
債務勘定整理益	214	
その他	329	778
営業外費用		
支払利息	190	
その他	127	317
経常利益		3,549
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	84	89
特別損失		
固定資産除売却損	77	
減損損	222	
投資有価証券売却損	311	
その他	36	646
税金等調整前当期純利益		2,992
法人税、住民税及び事業税		1,107
法人税等調整額		85
少数株主損益調整前当期純利益		1,798
少数株主利益		0
当期純利益		1,798

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日
至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年1月1日 首残高	20,359	21,038	16,353	△2,776	54,975
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,039		△1,039
当期純利益			1,798		1,798
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			3		3
連結範囲の変動			△28		△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	733	△0	732
平成26年12月31日 期末残高	20,359	21,038	17,086	△2,776	55,707

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成26年1月1日 首残高	774	1,278	△6,720	52	△4,615	50,359
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,039
当期純利益						1,798
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						3
連結範囲の変動						△28
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	486	1,501	△3	83	2,068	2,068
連結会計年度中の変動額合計	486	1,501	△3	83	2,068	2,801
平成26年12月31日 期末残高	1,261	2,780	△6,724	135	△2,546	53,160

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(49,667)	流 動 負 債	(29,366)
現金及び預金	4,239	電子記録債権	12,124
受取手形	141	買掛金	4,256
売掛金	5,782	一年内償還予定の社債	700
商品及び製品	21,099	一年内返済予定の長期借入金	2,248
原材料及び貯蔵品	105	リース債権	9
前払費用	2,215	未払払費用	5,920
未収入金	9,961	未払法人税等	1,133
その他の他	6,415	預り金	769
貸倒引当金	△294	販売促進引当金	848
固 定 資 産	(43,150)	繰延税金負債	211
有 形 固 定 資 産	(20,787)	繰延税金負債	218
建物	8,208	繰延税金負債	926
構築物	205	固 定 負 債	(12,166)
機械及び装置	495	社債	450
車両運搬具	1	株予約権付社債	7,000
工具、器具及び備品	628	長期借入金	2,894
土地	11,007	リース債権	91
建設仮勘定	240	繰延税金負債	1,035
無 形 固 定 資 産	(2,985)	再評価に係る繰延税金負債	629
ソフトウェア	2,825	繰延税金負債	66
その他の他	159	負 債 合 計	41,532
投 資 そ の 他 の 資 産	(19,377)	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,488	株 主 資 本	(53,967)
関係会社株式	7,423	資本金	(20,359)
長期貸付金	2,449	資本剰余金	(21,038)
その他の他	4,535	資本準備金	12,864
貸倒引当金	△302	その他資本剰余金	8,174
投資損失引当金	△218	利 益 剰 余 金	(15,345)
資 産 合 計	92,817	利益準備金	1,118
		その他利益剰余金	14,227
		固定資産圧縮積立金	57
		特別償却準備金	14
		繰越利益剰余金	14,155
		自 己 株 式	(△2,776)
		評価・換算差額等	(△2,682)
		その他有価証券評価差額金	1,261
		繰延ヘッジ損益	2,780
		土地再評価差額金	△6,724
		純 資 産 合 計	51,284
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	92,817

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 平成26年 1月 1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	121,851
売上原価	65,498
売上総利益	56,352
販売費及び一般管理費	54,495
営業利益	1,856
営業外収益	
受取利息及び配当金	420
債務勘定整理益	214
その他	200
営業外費用	
支払利息	110
その他	84
経常利益	2,496
特別利益	
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	84
特別損失	
固定資産除売却損	60
減損	51
投資有価証券売却損	311
その他	36
税引前当期純利益	2,124
法人税、住民税及び事業税	455
法人税等調整額	291
当期純利益	1,376

株主資本等変動計算書

(自 平成26年1月1日)
(至 平成26年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金							
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
平成26年1月1日期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	59	-	33	13,793	15,005			
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の積立						0			△0	-			
固定資産圧縮積立金の取崩						△2			2	-			
特別償却準備金の積立							14		△14	-			
海外投資等損失準備金の積立								0	△0	-			
海外投資等損失準備金の取崩								△33	33	-			
剰余金の配当									△1,039	△1,039			
当期純利益									1,376	1,376			
自己株式の取得													
土地再評価差額金の取崩									3	3			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2	14	△33	362	340			
平成26年12月31日期末残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	57	14	-	14,155	15,345			

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等						純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 延 ハ ッ シ ン 益	土 地 評 価 差 額	再 評 価 差 額	評 価 差 額	純 資 産 計	
平成26年1月1日期首残高	△2,776	53,626	774	1,278	△6,720	△4,667	48,959		
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立		-					-		
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-		
特別償却準備金の積立		-					-		
海外投資等損失準備金の積立		-					-		
海外投資等損失準備金の取崩		-					-		
剰余金の配当		△1,039					△1,039		
当期純利益		1,376					1,376		
自己株式の取得	△0	△0					△0		
土地再評価差額金の取崩		3					3		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			486	1,501	△3	1,985	1,985		
事業年度中の変動額合計	△0	340	486	1,501	△3	1,985	2,325		
平成26年12月31日期末残高	△2,776	53,967	1,261	2,780	△6,724	△2,682	51,284		

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松村 豊 ⑤
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 和田林一毅 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月12日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役	中林義博	Ⓔ
常勤監査役	山本誠	Ⓔ
社外監査役	小泉英之	Ⓔ
社外監査役	森本宏	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は経営基盤の強化を図るとともに、安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を行うことを前提に、連結配当性向30%を目安として株主の皆様へ利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額 519,692,928円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年3月30日

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当金12円と合わせ24円となります。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また平成26年11月16日に取締役行待裕弘氏が逝去されました。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
1	た なべ みち お 田 邊 道 夫 (昭和21年7月23日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成20年3月 当社専務取締役 平成23年1月 当社代表取締役社長（現任）	(1) 14,400株 (2) なし
2	さわ ちと しろう はち 澤 本 莊 八 (昭和23年2月9日生)	昭和47年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成23年1月 当社専務取締役執行役員 当社ベルメゾン事業部門担当（EC事業本部、カタログ事業本部、商品開発本部、ベルメゾン事業運営部） 平成25年1月 当社ベルメゾン事業部門担当（販売企画本部、商品開発本部、ベルメゾン事業運営部） 平成26年1月 当社専務取締役（現任）	(1) 19,830株 (2) なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
3	あさ だ まもる 朝 田 都 (昭和29年4月1日生)	昭和57年3月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成18年3月 当社取締役執行役員 平成20年3月 当社取締役常務執行役員 平成21年1月 当社企画本部長(現任) 平成23年1月 当社常務取締役執行役員(現任) 当社マンスリー事業・企画部門担当(マ ンスリー事業本部、企画本部) 平成26年1月 当社東京本社代表(現任)	(1) 14,900株 (2) なし
4	ほし の ひろ ゆき 星 野 裕 幸 (昭和34年12月10日生)	昭和57年9月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社東京事業本部長 平成21年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成22年12月 (株)モバコレ代表取締役社長 平成23年1月 当社事業開発本部長 平成25年1月 当社経営企画本部長(現任)	(1) 5,700株 (2) なし
5	すぎ うら こう いち 杉 浦 恒 一 (昭和33年11月5日生)	昭和56年3月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 当社ライフスタイル事業本部長、ライフ スタイル事業本部ファブリック開発部 長兼ファニチャー開発部長 平成23年1月 当社商品開発本部長 平成26年1月 当社販売企画本部長(現任) 平成26年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成27年1月 当社マンスリー事業本部長(現任)	(1) 3,200株 (2) なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
6	ます たい かず ひさ 栴 谷 一 寿 (昭和32年8月1日生)	昭和58年12月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 当社ライフスタイル事業本部副本部長、ライフスタイル事業本部事業企画部長 平成23年1月 当社カタログ事業本部長 平成24年1月 当社カタログ事業本部長、EC事業本部長 平成25年1月 当社販売企画本部長 平成26年1月 当社ライフスタイル事業本部長(現任) 平成26年3月 当社取締役執行役員(現任)	(1) 5,200株 (2) なし
※ 7	かじ わら けん じ 梶 原 健 司 (昭和36年6月20日生)	昭和63年8月 当社入社 平成18年7月 当社ファッション開発部ファッションアパレル担当部長 平成20年1月 当社ファッション事業本部事業推進部長、ファッション事業本部スタイルファッション開発部長 平成21年1月 当社執行役員(現任) ファッション事業本部副本部長 平成22年1月 当社ベルメゾンネット推進室長 平成23年1月 当社EC事業本部副本部長、EC事業本部EC事業企画部長 平成23年8月 当社EC事業本部EC販売企画部長 平成25年1月 当社販売企画本部副本部長 平成26年1月 当社ファッション事業本部長(現任)	(1) 1,500株 (2) なし
8	おお いし とも こ 大 石 友 子 (昭和29年11月8日生)	昭和52年4月 財ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年2月 財横浜市女性協会に勤務 平成9年6月 財女性労働協会に勤務 平成13年4月 京都学園大学経営学部教授(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任) 平成23年4月 京都学園大学経営学部長	(1) 0株 (2) なし

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
9	さのとしかつ 佐野利勝 (昭和20年7月12日生)	昭和44年6月 (株)三井銀行(現、(株)三井住友銀行)に入行 平成9年6月 (株)さくら銀行(現、(株)三井住友銀行)取締役資金証券企画部長 平成12年4月 同行常務執行役員名古屋支店長 平成13年4月 三井生命保険(株)(現、三井生命保険(株))常務執行役員 平成13年7月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 SMBCコンサルティング(株)代表取締役社長 平成20年3月 当社取締役(現任)	(1) 0株 (2) なし

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。佐野利勝氏は、主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
4. 佐野利勝氏の出身元SMBCコンサルティング(株)との直近事業年度における当社と同社との当該取引金額の割合は、同社の売上高に対して0.1%未満であります。
5. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大石友子氏は9年、佐野利勝氏は7年となります。
6. 当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、大石友子氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役中林義博、山本 誠及び小泉英之の3氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
1	なかばやしよしひろ 中林義博 (昭和23年5月17日生)	昭和60年6月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社育児事業本部長 平成23年1月 当社社長付 平成23年3月 当社常勤監査役(現任)	(1) 19,120株 (2) なし
※2	まえだまさのり 前田政則 (昭和28年9月13日生)	昭和47年3月 当社入社 平成16年7月 当社マーケティング部長 平成20年1月 当社ギフト&グルメ事業本部長 平成20年3月 当社執行役員(現任) 平成21年1月 当社ギフト&グルメ事業本部長、ギフト&グルメ事業本部グルメ開発部長 平成23年1月 当社マンスリー事業本部長、マンスリー事業本部マンスリー事業運営部長 平成26年1月 当社マンスリー事業本部長、マンスリー事業本部販売管理部長 平成27年1月 当社社長付(現任)	(1) 14,500株 (2) なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別 の利害関係
3	こ いづみ ひで ゆき 小 泉 英 之 (昭和28年1月9日生)	昭和52年10月 等松青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和56年 3 月 公認会計士登録 昭和59年 6 月 税理士登録 昭和62年 1 月 小泉公認会計士事務所設立、同事務所代表（現任） 昭和62年 4 月 センチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）入所 平成 7 年 6 月 日本金銭機械(株)監査役（現任） 平成15年 3 月 当社監査役（現任）	(1) 0株 (2) なし

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 小泉英之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小泉英之氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地から、当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 小泉英之氏は、過去に当社の会計監査人であるセンチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）に所属しておりました。当社と同監査法人の間には、監査報酬の支払い等の取引関係があります。しかしながら、当社グループが支払った監査報酬等が同監査法人の総収入に占める割合は0.1%未満であります。
5. 小泉英之氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
6. 当社は、小泉英之氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、小泉英之氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
増井高一 (昭和25年11月17日生)	昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士 増井高一事務所設立、同事務所代表(現任) 平成元年1月 マス・マネジメント㈱設立、同社代表取締役(現任)	(1) 0株 (2) なし

- (注) 1. 増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。
4. 増井高一氏が選任され、監査役に就任した場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 故代表取締役会長行待裕弘氏に対する弔慰金贈呈の件

平成26年11月16日に逝去されました、創業者の一人でもある故代表取締役会長行待裕弘氏のご遺族に対し、その在任中の功労に報いるため、弔慰金30百万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

故行待裕弘氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ゆき 待 裕 弘	昭和30年11月 当社設立、取締役に就任 昭和51年10月 当社常務取締役 昭和60年1月 当社専務取締役 平成3年10月 当社取締役副社長 平成11年4月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成23年1月 当社代表取締役会長 平成26年11月 逝去

以上

メ 毛

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間
TEL (06) 6881-1111

【交通案内】

- JR大阪環状線桜ノ宮駅西口より徒歩約6分
- JR東西線大阪天満宮駅JR1号出入口より徒歩約14分
- 地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約15分
- 地下鉄堺筋線扇町駅4号出入口より徒歩約15分



◎当日は、些少なからずお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。